相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路郡釧路町字別保原野南二〇線五一番地三三、最後の住所は本籍に同じ　被相続人　亡　森谷　紀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十九日　北海道釧路市宮本一丁目三番一一号弁護士法人笠井・伊藤法律事務所　相続財産管理人弁護士　中井　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市長手三一四一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　青野　正満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十九日　山形県米沢市中央四丁目一番一〇号イマムラビル三階　相続財産管理人　弁護士　木本　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区東池袋四丁目三二六七番地最後の住所東京都品川区東品川三丁目一番八号東海ホーム　被相続人　亡　石井よし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十九日　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル一七階　相続財産管理人　弁護士　栃尾真理子（登録姓　島田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市一針町午四五八番地、最後の住所石川県小松市一針町午三九四番地　被相続人　亡　市村　信治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十九日　石川県小松市白山町二〇番地　相続財産管理人　濱井　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知立市新林町平草二二番地九、最後の住所岐阜市長良東三丁目二四一番地二　被相続人　亡　山本　英治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十九日　事務所岐阜市神田町二丁目一二番地松久オフィスビル四階神谷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　神谷　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県本巣市下真桑三二二番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　白木　繁範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十九日　事務所岐阜市神田町二丁目一二番地松久オフィスビル四階神谷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　神谷　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御前崎市池新田三八九四番地六、最後の住所静岡県御前崎市池新田二四二一番地の三五　被相続人　亡　遠藤　清隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十九日　静岡県牧之原市波津一丁目一四番地一　相続財産管理人　堀池　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市名東区山の手一丁目五一二番地、最後の住所名古屋市守山区白山二丁目七〇四番地ダイアパレス守山白山六〇四号　被相続人　亡　三川恵里香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十九日　名古屋市中区丸の内二―一〇―一一櫻井オレンジビル五〇六　相続財産管理人　弁護士　粕田　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市長法寺町三二五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　片岡　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十九日　三重県津市羽所町三四五津駅前第一ビル六階　相続財産管理人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宍粟市山崎町高下四九九番地二、最後の住所兵庫県宍粟市山崎町高下六三一番地一　被相続人　亡　平岡　秀生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十九日　兵庫県姫路市北条口二丁目七二番地　相続財産管理人　谷林　一憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区大手町四丁目三番、最後の住所広島市西区己斐上三丁目五三番一九号　被相続人　亡　池田　好隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十九日　事務所広島市中区上八丁堀五番五号　相続財産管理人　弁護士　福永　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県遠賀郡遠賀村大字別府三二一〇番地、最後の住所不明　被相続人　亡　村田高之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十九日　福岡県中間市中尾二丁目一番五号　相続財産管理人　司法書士　首藤　文夫

第７期決算公告

平成22年5月19日

東京都千代田区有楽町１丁目７番１号

一般社団法人ジェイ・エス・エー

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,249
	固定資産	22,128
	合計	29,377
負味財債及産びの正部	負債合計	—
	基金	30,500
	一般正味財産	△1,123
	正味財産合計	29,377
	合計	29,377

第７期決算公告

平成22年5月19日

東京都千代田区有楽町１丁目７番１号

一般社団法人ジェイ・エス・ビー

代表理事　河原　洋一

貸借対照表の要旨

（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,049
	固定資産	9,000
	合計	23,049
負味財債及産びの正部	負債合計	—
	基金	24,500
	一般正味財産	△1,451
	正味財産合計	23,049
	合計	23,049